

## 大阪歯科大学看護学部履修規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、大阪歯科大学学則（以下「学則」という。）に基づき、看護学部（以下「本学部」という。）における教育課程並びに履修の方法、試験及び成績等に関し、必要な事項を定める。

### (授業科目)

第2条 本学部の教育課程における授業科目、当該科目の配当年次及び単位数並びに必修・選択・自由の別等は、別表1に定めるとおりとする。

2 本学部の学生（以下「学生」という。）は別表1により、必修科目及び選択科目にわたり履修しなければならない。ただし、必修科目の単位を修得しない者は、その他の授業科目の単位を修得しても卒業することはできない。

3 第1項に定める本学部の授業は、講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

4 前項の授業は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う本学の校舎及び附属施設等以外の場所で学生に履修させることができる。

5 学年の初めに、各学年において開講する授業科目とシラバス及び授業時間割について公示する。

### (履修の登録)

第3条 学生は、履修する授業科目につき、学年又は学期の初めの指定の期日までに、別に本学部が定めるシラバスに基づき履修登録を行わなければならない。

2 前項の履修登録後、学生は原則、履修登録した授業科目を追加又は取り消すことはできない。ただし、登録修正の期間を別途設けるものとする。

### (履修登録の制限)

第4条 次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

(1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目

2 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。

3 学年当たりの履修科目の登録単位数は、45 単位を上限とする。

### (保健師教育課程の履修)

第5条 本学部は、保健師国家試験受験資格の取得に向けた保健師教育課程を置く。

2 履修を希望する学生は、第2学年の指定期間内に資格取得希望の申請を行わなければならない。

3 保健師教育課程審査委員会を置き、前項の申請をした者を対象として、履修者の選考を行う。

4 保健師教育課程の履修選考基準等は、別に定める。

5 履修が許可された者は、別表 1 に規定する授業科目及び単位を修得しなければならない。  
(再履修)

第 6 条 単位認定を得られなかった授業科目の単位を修得しようとする者は、翌年度以降に改めて履修登録を行い、再履修しなければならない。  
(授業期間及び授業時間)

第 7 条 授業期間は、前期・後期の二学期制とする。

2 授業科目によっては、夏季、冬季、春季休業日に集中して実施する場合がある。

3 授業時間は、90 分間の授業時間をもって 1 コマとする。

4 授業時間は、原則として 1 日 5 時限とし、次のとおりとする。

1 時限目 9 : 00~10 : 30

2 時限目 10 : 40~12 : 10

3 時限目 13 : 10~14 : 40

4 時限目 14 : 50~16 : 20

5 時限目 16 : 30~18 : 00

5 学外における実習については、別に定める。

(単位と時間数)

第 8 条 本学部の単位数は、学則第 15 条の規定に基づき、1 回 90 分の授業時間を 2 時間相当の学修時間とする。

2 各授業科目の単位計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とし、原則 8 コマの開講回数とする。

(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とし、原則 15 コマの開講回数とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(4) 一つの授業科目において、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数は、前 2 号の基準を考慮して定める時間の授業をもって 1 単位とする。

3 前項の規定に関わらず卒業研究等の授業科目については、その学修成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることがある。

(卒業要件)

第 9 条 卒業に必要な単位は、次のとおりとする。別表 1 に定める授業科目より、必修科目 119 単位、選択科目 6 単位以上、合計 125 単位以上を修得しなければならない。

(単位認定)

第 10 条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。

(試験)

第 11 条 試験は、筆記試験、面接（口頭）試験、実技試験、論文・レポート提出その他とする。

2 実習、演習等の科目については、実技試験又は、実習及び演習の成果物をもって試験に替えることができる。

（定期試験）

第 12 条 単位認定のために実施する各授業科目の定期試験は、その授業の終了する学期末又は学年末に期間を定めて実施する。ただし、担当教員が必要と認めたときは、その他適当な時期に随時行う考査をもって替えることができる。

2 学生は次の各号のいずれかに該当する場合は、定期試験を受けることができない。

(1) 試験を受けようとする授業科目の履修登録をしていないとき。

(2) 履修する授業科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数において、講義・演習科目においては 3 分の 2 未満、実習その他本学が指定する科目においては 5 分の 4 未満の場合は、別表 2 の成績評価基準における「失格」として取り扱う。

(3) 特段の理由なく、試験において試験室入室時間を 20 分を超えて遅参又は欠席した場合は、別表 2 の成績評価基準における「放棄」として取り扱う。

(4) 定められた期日までに授業料等、学費の納入がなされていないとき。ただし、学部長がやむを得ない事情と認めた場合は、受験を認めることができる。

(5) 休学しているとき、又は学則第 40 条による停学処分を現に受けているとき。

(6) 学生証を携帯していないとき。ただし、忘れた場合は試験開始前に看護学部事務室（以下「事務室」という。）で身分証明書の発行を受けることで試験を受けることができる。

（追試験）

第 13 条 学生が、試験等を次の各号の理由により受験することができなかつたときは、本人の願い出により、看護学部教務委員会（以下「教務委員会」という。）で審議し、追試験を行うことができる。

(1) 学校保健安全法等の法令により、試験実施日が出席停止期間に該当したとき。

(2) 試験実施日が次の忌引期間に該当したとき。

配偶者、父母若しくは子（1 親等）の場合は死亡した日から起算して連続 7 日（休日を含む）の範囲内の期間

(3) 祖父母、兄弟姉妹若しくは孫（2 親等）の場合は、死亡した日から起算して連続 3 日（休日を含む）の範囲内の期間

(4) 通学区間にある公共交通手段が 20 分を超える遅延によるとき。

(5) 居住する地域又は通学経路で暴風警報が発令されたとき。

(6) その他前号に準ずるやむを得ない理由があると認められたとき。

2 前項の規定により、追試験を願い出る者は、当該試験を受験できなかった事由を証明する書類（病気の場合は医師の診断書、その他の場合は理由書）を本学部が指定する所定の追

試験願に添えて、該当科目の試験終了後1週間以内に事務室に提出しなければならない。

3 追試験の評価は、原則として、80点を上限とする。

4 追試験欠席者の評価は0点とする。

(再試験)

第14条 試験により不合格の評価を得た授業科目について、再試験を行うことがある。

2 再試験の実施は、教務委員会及び科目責任者が審議し、決定する。

3 前項の規定による再試験は、原則として該当科目の成績評価が発表された後1週間以内  
実施する。

4 再試験の評価は、60点を上限とする。

5 第1学年から第3学年においては、必修授業科目の再試験受験許可科目数は、各期5科目  
を上限とする。この場合において、受験科目の選定は受験者が行う。

6 再試験欠席者及び前項の規定により再試験未受験となる授業科目の評価は、定期試験の成  
績をもって替える。

(受験料)

第15条 追試験及び再試験を受験する者は、事前に受験料を納めなければならない。

2 受験料の額は、1科目あたり3,000円とする。

(成績の評価)

第16条 学則第35条による各授業科目の成績評価は、別表2の成績評価基準により科目責  
任者が行う。

2 各学期に、全履修科目中1単位当たりの成績平均値 Grade Point Average (以下「GPA」  
という。)を表示し、教育指導上の資料とする。

3 各授業科目の Grade Point (以下「GP」という。)は、別表2のとおりとする。

4 その他本学部の GPA に関する事項は「大阪歯科大学GPA制度の実施に関する規程」の  
定めによる。

(進級・卒業判定)

第17条 第2学年末の進級判定において、第1学年から第2学年後期までに開講される必修  
科目のうち不合格の科目がある者は、第3学年へ進級することはできない。

2 第3学年末の進級判定において、第3学年前期及び後期に開講される必修科目のうち不合  
格の科目がある者は、第4学年へ進級することはできない。

3 進級、卒業認定がなされなかった者は留年とし、原級に留めるものとする。

(出欠席)

第18条 学生は、履修科目のすべての授業に出席しなければならない。ただし、「学生の通  
学が困難となる事由が発生した場合の授業等の取扱い規程」第5条から第12条に定める公  
欠・忌引き等は欠席とはしない。

2 遅刻、早退は、1回につき3分の1コマの欠席に換算する。

(試験における不正行為)

第 19 条 試験において不正行為があった者は、当該学期（通年科目については、当該学年）の全授業科目の履修を無効とする。

（成績評価の疑問・不服申立）

第 20 条 学生は、成績評価に対する異議がある場合は、所定の方法により異議申立を行うことができる。

2 学生の成績に対する異議申立については、「学生の成績評価に対する異議申立についての申し合わせ」を別に定める。

附 則

この規程は、2024 年 4 月 1 日より施行する。

別表1 (第2条第1項関係)

区分	授業科目	配当年次	単位数		履修方法及び卒業要件	
			必修	選択		
基礎科目	人間探究	医療人類学	1 前	2		≪基礎科目≫ 必修：22 単位 + 選択：4 単位 (内、看護と化学・生物学・数学から2 単位)  <b>【保健師教育課程】</b> 必修：26 単位 + 選択：2 単位 (内、看護と化学・生物学・数学から2 単位) ※保健師教育課程のみ必修の科目
		臨床実践の哲学	1 後		2	
		臨床心理学	1 前	2		
		保健医療の社会学	1 後		2	
		地域の暮らしと文化	1 前	2		
		日本国憲法 ※	1 前		2	
		生命倫理学	1 後	2		
		ODU 学部横断プログラム (キャリアプランニング)	1 前	1		
	言語とコミュニケーション	英語 I	1 前	1		
		英語コミュニケーション I	1 後	1		
		英語 II	2 前	1		
		英語コミュニケーション II	2 後	1		
		医療英語	4 前		1	
		運動と健康 ※	1 前		2	
		人間関係論	1 前	2		
	チームビルディング (チーム活動論)	2 前	1			
	科学的思考の基盤	情報科学	1 前	2		
		クリティカルシンキング/ ロジカルライティング	1 後	1		
		看護と化学	1 前		1	
		看護と生物学	1 前		1	
		看護と数学	1 前		1	
		ODU 学部横断プログラム (数理 AI データサイエンス領域)	2 後	1		
		基礎セミナー	1 通	2		
		PBL (問題解決学習)	1 前		1	

専門基礎科目	機能 人体の構造と	解剖生理学Ⅰ	1 前	2		≪専門基礎科目≫ 必修：24 単位  【保健師教育課程】 必修：27 単位 ※保健師教育課程のみ必修の科目
		解剖生理学Ⅱ	1 後	2		
		生化学	1 後	1		
	疾病と治療・回復	感染と防御	2 前	1		
		病態治療論Ⅰ（総論）	2 前	1		
		病態治療論Ⅱ（成人 A）	2 前	1		
		病態治療論Ⅲ（成人 B）	2 前	1		
		病態治療論Ⅳ（小児）	2 後	1		
		病態治療論Ⅴ（母性）	2 後	1		
		病態治療論Ⅵ（老年）	2 後	1		
		病態治療論Ⅶ（精神）	2 後	1		
		臨床栄養学	2 後	1		
		臨床薬理学	2 後	2		
	健康支援と社会保障制度	口腔健康管理論	2 後	1		
		看護関係法規	1 後	2		
		公衆衛生学	1 後	2		
		疫学	※ 2 後		1	
		保健統計学	※ 2 前		2	
		保健情報学	2 後	1		
チーム医療論		2 前	1			
社会福祉論	2 後	1				
専門科目	基礎看護学	看護学概論	1 前	2		≪専門科目≫ 必修：73 単位 + 選択：2 単位 ★保健師教育課程履修者のみ履修可能科目  【保健師教育課程】 必修：93 単位 + 選択：2 単位 ※保健師教育課程のみ必修の科目
		看護理論	1 後	1		
		ヘルスアセスメント	2 前	2		
		日常生活看護技術論	1 前	2		
		診療補助技術論	2 前	1		
		療養支援技術論	1 後	2		
		看護過程論	1 後	1		
		医療安全管理論	4 後	1		
		看護導入実習	1 前	1		
		日常生活支援実習	2 前	2		
		口腔健康管理実習	2 後	1		

専門科目	看護学 地域・在宅	地域・在宅看護学概論	2 前	2	
		地域・在宅看護学援助論	3 前	2	
		地域包括ケアシステム論	3 前	2	
		地域・在宅看護学実習	3 後	2	
		地域包括ケア実習	4 前	1	
	成人看護学	成人看護学概論	2 前	2	
		急性期看護学援助論	3 前	2	
		慢性期看護学援助論	3 前	2	
		急性期看護学実習	3 後	3	
		慢性期看護学実習	3 後	3	
	看護学 老年	老年看護学概論	2 前	2	
		老年看護学援助論	3 前	2	
		老年看護学実習	3 後	2	
	看護学 小児	小児看護学概論	2 前	2	
		小児看護学援助論	2 後	2	
		小児看護学実習	4 前	2	
	看護学 母性	母性看護学概論	2 前	2	
		母性看護学援助論	3 前	2	
		母性看護学実習	3 後	2	
	看護学 精神	精神看護学概論	2 前	2	
精神看護学援助論		3 前	2		
精神看護学実習		3 後	2		
看護の統合と発展	各論実習導入演習	3 前	1		
	巣立ち看護実践演習	4 後	1		
	がん看護学	4 後		1	
	認知症ケア論	4 後		1	
	国際看護学	※	4 前	1	
	家族看護学	※	2 後	1	
	看護教育学		4 前	1	
	看護管理学		4 後	1	
	感染看護学	※	2 後	1	
	看護倫理		4 後	1	

≪専門科目≫  
 必修：73 単位  
 +  
 選択：2 単位  
 ★保健師教育課程  
 履修者のみ履修可  
 能科目  
  
 【保健師教育課  
 程】  
 必修：93 単位  
 +  
 選択：2 単位  
 ※保健師教育課程  
 のみ必修の科目



専門科目	看護の統合と発展	災害看護学 ※	4 後		1	≪専門科目≫ 必修：73 単位 + 選択：2 単位 ★保健師教育課程履修者のみ履修可能科目 【保健師教育課程】 必修：93 単位 + 選択：2 単位 ※保健師教育課程のみ必修の科目	
		看護研究	3 前	1			
		卒業研究	4 通	1			
		キャリア形成論	2 後	1			
		多職種連携演習	3 後	1			
		統合実習	4 前	2			
	保健師教育科目	公衆衛生看護学概論		2 前	2		
		公衆衛生看護学活動論Ⅰ ★ ※	3 前		2		
		公衆衛生看護学活動論Ⅱ ★ ※	3 前		1		
		公衆衛生看護学方法論Ⅰ ★ ※	3 前		2		
		公衆衛生看護学方法論Ⅱ ★ ※	4 前		2		
		公衆衛生看護学方法論Ⅲ ★ ※	4 後		2		
		保健医療福祉行政論Ⅰ ★ ※	3 前		1		
		保健医療福祉行政論Ⅱ ★ ※	4 後		1		
	公衆衛生看護学実習Ⅰ ★ ※	3 後		1			
	公衆衛生看護学実習Ⅱ ★ ※	4 前		4			
卒業要件単位数					125 単位		
保健師国家試験受験資格を取得する場合の最低必要単位数					150 単位		

別表 2 (第 12 条、第 16 条関係)

区分	評価	素点	GP	備考
合格	秀	90~100	4	
	優	80~89	3	追試験の評価上限は 80 点
	良	70~79	2	
	可	60~69	1	再試験の評価上限は 60 点
不合格	不可	0~59	0	
	失格・放棄	-	0	